

## 消費税の設計シリーズ② 軽減税率を導入すべきか

政策調査部主任研究員

鈴木将覚

03-3591-1319

masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

- 政府・与党は、消費税の逆進性を緩和するために食料品などに対して軽減税率を導入する方針である。欧州諸国の多くが軽減税率を導入していることなどがその根拠として挙げられている。
- しかし、欧州諸国の経験から得られる教訓は一律課税が望ましいことである。これは、軽減税率が逆進性対策として効果的ではないこと、軽減税率が適用される品目の線引きが難しいこと、そして軽減税率を求める政治的な圧力が生じること等が理由である。
- 消費税の逆進性は、所得税や給付制度など消費税以外の方法で緩和すべきである。

### 1. なぜ軽減税率なのか

政府・与党は、消費税率が10%に引き上げられる2017年度から消費税に軽減税率を導入することを目指している。その主な根拠は、消費税が逆進的であるため、軽減税率導入により弱者を救済しなければならないというものである。軽減税率がなければ消費税増税がままならないという政治的な理由も背景にあるものと思われる。しかし、少なくともこれまでの流れを見る限り、逆進性対策の選択について徹底した議論が行われ、なぜ消費税の逆進性対策として軽減税率が選択されるべきかについて積極的な理由が示されたようには見受けられない。消費税の軽減税率導入の根拠の1つとしてしばしば挙げられるのは、欧州諸国の付加価値税（Value Added Tax, VAT）で軽減税率が導入されていることであるが、欧州諸国が軽減税率を導入しているという表面的な理由だけでは軽減税率は正当化されない。欧州諸国が誤った政策を実施している可能性があるからである。

実際に、税制の専門家の中からは欧州諸国の軽減税率は失敗の経験として認識されており、VATにおける軽減税率の導入は否定的に捉えられている。現在主流となっている考え方は、VATは出来るだけ広い範囲の品目に対して単一税率で課税すべきというものである（Mirrlees et al., 2011; European Commission, 2010）。

消費税の軽減税率に関する議論は、税制の専門家及び政策担当者のレベルでは最近始められたものではない。むしろ、過去の議論を踏まえて逆進性対策として軽減税率が望ましくないことは今や専門家の域を超えて広く知られるようになってきた感さえある。しかし、現実の政策はそうした認識を踏まえた形では動いていない。そこで、本稿ではこのような現状を踏まえて、改めて軽減税率の特徴とその他の逆進性対策について考察を行いたい。

## 2. 消費税の逆進性

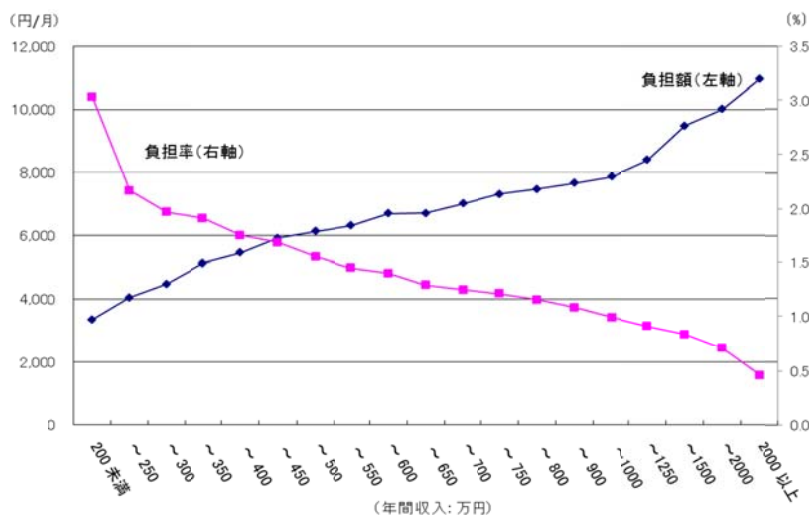
消費税の逆進性を考えるにあたって、まず消費税と課税の公平性について確認する。そもそも消費税は消費に対する一律課税であるから、「生涯所得＝生涯消費」であるとすれば、消費税は生涯所得に対する比例税であり逆進税ではない。一般に言われている消費税の逆進性は、現在所得対比でみた消費税の逆進性である。消費税では、同じ担税力（生涯所得）を持った個人が生涯で同じだけの税を負担するという意味で「水平的公平性」が確保される。この点は、消費税の優れた性質である。

一方で、所得税など他の税制が変化しないなかで税収全体の中で消費税の割合が高まれば、その分だけ税制全体の累進性が薄れていく。このため、担税力の高い人がより多くの税を負担すべきという「垂直的公平性」の観点からは消費税に対して何らかの逆進性対策が必要になる。また、遺産を考慮に入れた場合には「生涯所得＝生涯消費」の関係が崩れて、生涯消費に対する一律課税では「水平的公平性」が確保されないかもしれない。こうした事情を考慮して、海外でも単一税率のVATが望ましいとされながらも、現在所得対比でみたVATの逆進性には一定の配慮を行うべきと考えられることが多い（Mirrlees et al., 2011）。

## 3. 有効な手段でない軽減税率

しかし、消費税の逆進性を緩和する必要があるからといって、それが即座に軽減税率の導入につながるわけではない。その主な理由の1つは、軽減税率がそもそも有効な逆進性対策にならないことである。これを食料品に対して軽減税率を導入した場合を例に考えてみよう（図表1）。

図表1 食料品にゼロ税率を導入した場合の税負担軽減効果



(注)消費税率は10%を想定。

(資料)総務省「全国消費実態調査」(平成21年調査)より作成

低所得者の方が消費に占める食費の割合が高い（エンゲル係数が大きい）ため、一見軽減税率の恩恵は低所得者に向かうようにみえる。実際に日本のデータで調べてみると、対収入比で見ると軽減税率の税負担軽減効果は低所得者の方が大きい。しかし、同じことを絶対額で評価すれば、高所得者の方が多くの食料品を消費しているため、高所得者ほど軽減税率の恩恵を受けることがわかる。高所得者は比率で見れば食料品の消費は少ないけれども、所得が多い分だけ食料消費の絶対額が大きいため、高所得者の方が食料品に対する軽減税率の恩恵をより多く享受することになってしまうのである。

高所得者の消費のなかに贅沢品が含まれている場合には、さらに問題が大きい。高級食材を消費できるのは主に高所得者であるから、高所得者の贅沢消費を支えるために貴重な消費税収が失われる。軽減税率の対象から贅沢品を除けばこの問題は解決されるようにも思われるが、現実には後述するように贅沢品とその他の品目の線引きが難しく、また政治的な思惑によって線引きが歪められるため、軽減税率から贅沢品を除くことは頭で考えるほど上手く機能しない。

食料品それ自体の存在が何らかの価値観から重視され、その消費には高所得者も低所得者も区別がないというのであれば、軽減税率により高所得者の税負担がより多く軽減されても問題はない。それ自体に価値がある財は価値財（merit goods）と呼ばれ、しばしば文化・芸術関連の財・サービスを税制上優遇する際の根拠として用いられる。価値財に対してどのような課税をすべきかということ自体にも議論はあるかもしれないが、少なくとも現在日本で議論されている食料品に対する軽減税率の場合、その導入の主な理由は消費税の逆進性緩和である。そうであれば、軽減税率が消費税の逆進性を緩和する手段として効果的であるかどうか問われる。

前述のように、軽減税率は絶対額でみて高所得者の税負担をより多く軽減することから、明らかに有効な逆進性対策とは言えない。軽減税率導入による減収分の多くが高所得者への実質的な補助金に使われるのであれば、標準税率を維持したまま軽減税率導入による減収分に相当する額を低所得者に直接給付した方がはるかに効率的な政策となる。そもそも軽減税率導入により高所得層がより多くの恩恵を受けるのは、消費税が間接税であるが故に高所得者と低所得者を区別することができないことに起因する。消費税の無記名性が軽減税率による逆進性緩和を難しくしているのである。これに対して、所得税や社会保障給付など高所得者と低所得者を区別できる制度を利用すれば、より効率的な逆進性対策を実施することができる。具体的には、逆進性対策として次のような政策が考えられる。

第1に、所得税の累進性強化である。これによって、税制全体として消費税の逆進性が緩和される。消費税の逆進性を必ずしも消費税のなかで解消する必要はなく、税制全体のなかで累進性が確保されればよい。組織管理と同様に、税制の問題も適所適材で考えることが大切である。途上国では税務管理上の問題から所得税の実施が難しい場合があり、その場合には消費税のなかでその逆進性緩和を行わなければならない、軽減税率が正当化される。しかし、日本では消費税の逆進性を緩和できる他の選択肢があるのだから、消費税の逆進性対策を消費税以外にも広げて考える必要がある。

第2に、社会保障支出を増やすことで、税制のみならず給付面も含めた措置を行うことである。消費に対する課税が増えたとしても、低所得者に対してそれを部分的に相殺する社会保障給付を行えば消費税の逆進性は緩和される。日本では、消費税率が5%から8%に引き上げられた2014年4月から、

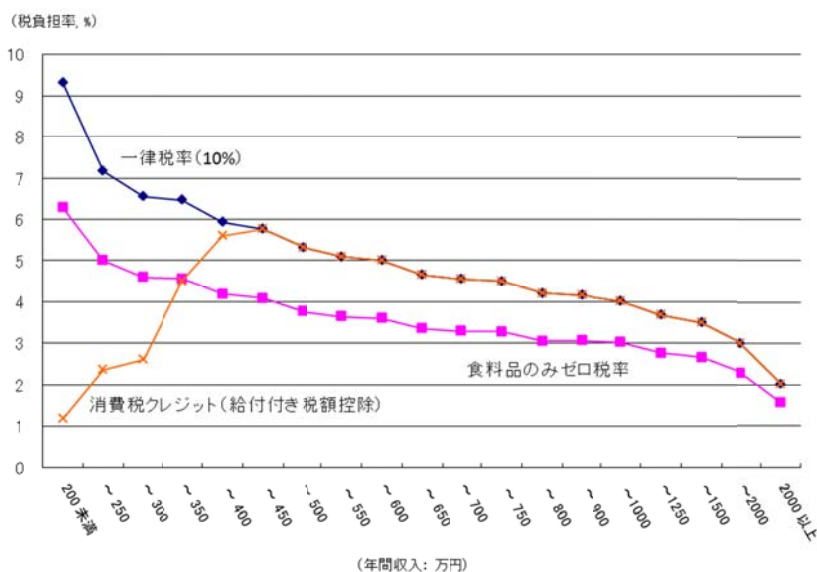
臨時福祉給付金（簡素な給付措置）として住民税の課税最低限を下回る者に対して、原則1万円が支給されるようになった。これは、消費税の逆進性緩和を給付によって相殺しようという試みであり、政策の方向性としては正しい。

第3に、より軽減税率に近い方法として消費税クレジット（税額控除）の活用がある。消費税クレジットは様々に設計することができるが、その発想は所得に関わらず食料品などに対する消費税を標準税率で一旦納めてもらい、後ほど食料品などに対する過度な課税分を所得税のなかで減税することである。消費税クレジットは給付付き税額控除の形で実施され、所得税を払っている人には減税、所得税を払っていない人には税が還付される。給付付き税額控除は、納税者番号を利用すれば正確な所得制限をかけることができるため、高所得者にはその恩恵は届かない。臨時福祉給付金もこれと同じ発想で設計されているが、消費税クレジットの方がより制度設計の自由度が高く、正確な所得制限を設けることができる。

消費税クレジットのような給付付き税額控除は既にカナダなどで導入されており、日本ではその例を参考にすることができる<sup>1</sup>。カナダでGST（Goods and Services Tax）クレジットと呼ばれる給付付き税額控除では、GSTの軽減分を実際の消費額に応じて還付するという煩雑な方法ではなく、家族構成によって減税額が概算される方法が採用されている。家族単位でGSTクレジット額が算出され、それが所得税から控除または還付される。GSTクレジットには所得制限がかけられており、その対象は低所得者に限られる。

軽減税率と消費税クレジットの消費税の逆進性緩和効果を比較すると、**図表2**のようになる<sup>2</sup>。まず消費税率が一律（10%）である場合は低所得者ほど税負担率（対収入）が高くなり、いわゆる逆進性がみられる。これに対して、食料品に対してゼロ税率を適用する場合には低所得者ほど税負担率の低下幅が大きくなるため、消費税の逆進性が緩和される。しかし、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままである。

**図表 2 軽減税率と給付付き税額控除の比較**



(資料)総務省「全国消費実態調査」(平成21年調査)より作成

これに対して、消費税クレジットの場合は低所得者ほど税負担率を低く抑えることが可能である。

**図表2**ではカナダのGSTクレジットに近い制度を日本で導入した場合が描かれているが、その場合には年収が200万円未満から450万円に増加すると税負担率が上昇する。但し、消費税クレジットを導入した結果としてどの所得階層がどの程度税負担率になるかはその制度設計に依存する。重要な点は、消費税クレジットでは軽減税率導入の場合よりも低所得者の消費税負担を効果的に引き下げることができることである。

カナダのGSTを参考にする際には、次の点にも注意が必要である。カナダではGSTの導入時にGSTクレジットの導入が決められたものの、その後政治的な理由によって同時に基礎食料に対するゼロ税率が導入された。このため、カナダのGSTでは逆進性対策は基礎食料に対するゼロ税率とGSTクレジットの2つの方法で行われている。基礎食料に対してゼロ税率が適用されていることから、GSTクレジットは灯油など基礎食料以外の生活必需品の消費に対するGST負担を軽減する役割を果たしていると考えられる。カナダでも、基礎食料に対するゼロ税率の導入は単なる政治的な理由として実現したものであり、逆進性対策として軽減税率は望ましくないと考えられている。このため、日本がカナダのGSTで参考にするべきものは、食料品に対する軽減税率とGSTクレジットの併用ではなく、GSTクレジットのみである。

#### 4. 軽減税率の適用品目に関する線引きの難しさ、政治的圧力など

VATの軽減税率が高所得者層を優遇する結果となってしまうこと以外に欧州の経験から得られる教訓として、①標準税率と軽減税率との線引きが難しいこと、②軽減税率の適用を求める政治的圧力が生じること、③税収減を招き、標準税率をより高く設定しなければならないこと等が挙げられる。

標準税率と軽減税率を適用する品目の線引きの難しさはよく知られており、ここで改めて欧州諸国の事例を詳しく論じる必要はなかろう。バターとマーガリン、チョコレートにおけるカカオの含有量による区別、ハンバーガーの店内飲食とテイクアウトの区別、温かいデリバリー商品と冷たい惣菜の区別など、標準税率と軽減税率の適用品目を線引きしようとしても、至る所で実務的な困難に直面するというのが欧州の経験である。日本における軽減税率の問題については、今年政府・与党において議論が行われ、その問題点や財政コストなどが詳細に分析された（与党税制調査会「消費税の軽減税率に関する検討について」2014年6月5日）。そこでは軽減税率を全ての飲食料品に適用する場合を例に、次のような線引きの問題が指摘された。子牛→成牛→枝肉→精肉という段階を経る牛は、どの段階から飲食料品とするのか、観賞用と食用（ハーブ、しそ等）など用途によって食用と非食用があるものはどう扱うのか、サプリメント、水道水、人工甘味料などの食品添加物といった飲食料かどうか不明確なものはどう扱うのか、お菓子と玩具が一体である場合や花とお菓子の入った母の日ギフトなどはどう扱うのか、ドリンク付きコンサートや旅館の宿泊代（食事付き）など飲食料品の提供以外の付加価値部分の大きいものをどう扱うか等である。

このような軽減税率の線引きの難しさに加えて、軽減税率が導入されると各業界団体から自らの製品に対する軽減税率適用の陳情が増えて収拾がつかなくなることも予想される。各業界団体が軽減税率の適用を求める現象は、欧州諸国では「me tooシンドローム」と呼ばれている。こうした現象は欧州に限って起こることではない。日本で消費税に軽減税率が導入されると、年末にかけて毎年輕減税率を求める数多くの陳情が与党に寄せられるようになることは想像に難くない。さらに、欧州では自らの製品に軽減税率の導入を求める声上がるのみならず、それが政治的な力と結びつくことで軽減税率の適用品目の選択が合理性を欠くものになった。フランスにおいてフォアグラには軽減税率が、キャビアには標準税率が適用されている例はその典型である。同じ高級食材でもこのように税率が異なるのは、フォアグラが国内生産品でキャビアが輸入品であるからだが、この例は軽減税率に伴う品目の線引きが政治的に歪められる危険性を如実に物語っている。

日本で軽減税率を導入する際の財政コストについては、全ての飲食料品に軽減税率を適用した場合には税率1%当たり6,600億円の減収となる（**図表3**）。税率1%当たりの消費税収を2.5兆円とすれば、軽減税率によって消費税を1%引き上げた場合の税収増の約4分の1が失われることになる。そして、この減収額のうち少なくとも一部分が富裕層が受ける恩恵と結びつくのである。

最後に、欧州諸国と日本のVATの制度的な違いにも目を向けなければならない。日本の消費税にはインボイスが入っていない。VATにおいて複数税率を利用する場合には、インボイスなしには仕入にかかる税額を正確に把握することができないため、基本的にはインボイスによる処理が必要である<sup>3</sup>。また、現在5,000万円以下の売り上げに対して、売上税額にみなし仕入れ率をかけて仕入税額を計算することができる簡易課税制度があるが、これについても複数税率の場合は仕入にかかる税率が異なると適正な課税が難しくなる。

**図表3 飲食料品に軽減税率を導入した場合の財政コスト（税率1%当たり）**

(億円)

全ての飲食料品							
	加工食品	飲料	菓子類	外食	酒類	生鮮食品	米
6,600	2,200	400	600	1,400	300	1,800	200

(資料) 与党税制調査会「消費税の軽減税率に関する検討について」(2014年6月5日)

## 5. 経済学的な考察

以上が、実務的な観点からみたVATの複数税率導入の主な問題点である。最後に、最適課税論の観点から効率性を判断基準とした場合にVATの税率がどのように設定されるべきかを考えてみたい。この点は、話が専門的になるため実務的な政策論議の場ではほとんど議論されることはないが、VATのあるべき姿を考える上では大切な視点である。

最適課税論では、多くの場合慈悲的な政府が存在することを前提として、政府が家計の効用を最大化する際の税率構造を考える。VATに関する最適課税論の出発点となるのは、Corlett and Hague (1953)の3財モデルである。このモデルでは、余暇と2つの消費財が想定され、余暇と補完性の高い消費財に対して高い税率を課すことが望ましいとされる。余暇に直接課税することはできないことから、余暇と同じ方向に動く消費財に対して課税することで余暇に対する間接的な課税が図られる。この定理に従えば、音楽製品やスポーツチケットのように余暇と補完性が高い財の税率を高く設定し、仕事のスーツなどのように余暇と補完性が低い財の税率を低く設定することが望ましいことになる。

これに対して、Atkinson and Stiglitz (1976)は家計の選好が余暇と消費に関して弱分離 (weakly separable) に表されるとき、物品税率は全ての財に対して一律に設定することが望ましいことを示した。個人の効用関数が消費と余暇に関して弱分離とは、2期モデルで考えれば効用関数が

$$U = U(v(C_1, C_2), L) \quad (1)$$

と表されることである。ここで、 $C_1$ と $C_2$ はそれぞれ第1財と第2財の消費、 $v(\cdot)$ は準関数、 $L$ は労働を表す。個人の効用が財と余暇に関して弱分離である場合には、余暇と第1財、第2財それぞれとの補完性の程度は同じになるため、(1)式の下ではVATの税率は全ての財（この場合は第1財と第2財）に対して一律に設定されるのが最適となる。

実際には、個人の選好が消費と余暇に関して分離しているかどうかを判断することは容易ではない。Browning and Meghir (1991)は英国のデータを用いて個人の選好が消費と余暇に関して分離しているかどうかに関する実証分析を行ったが、推計では効用関数は(1)式のような形にはならなかった。Crawford, Keen and Smith (2010)も著者らの推計で同様の結果が得られたとしている。しかし、彼らの指摘によれば、こうした結果が個人の選好のみによって生じたものかどうかははっきりしないため、VATに関する一律課税の正当性は必ずしも失われぬ。Mirrlees et al. (2011)は、理論上複数税率が望ましい場合があるにせよ、それによる社会厚生増加の程度は大きくなく、実務的な観点を踏まえれば（消費と余暇の分離を前提とした）一律課税が妥当との趣旨のことを述べている。こうした考え方は学术界では広く浸透しており、VATは広い課税ベースに一律で課税することが望ましいとの主張の根拠になっている。

しかし、Mirrlees et al. (2011)において例外的に軽減税率を適用すべき品目として保育サービス (childcare) が挙げられている点は興味深い。保育サービスに対して軽減税率を適用すべきなのは、

保育サービスが仕事時間の選択に密接に関係し、その消費がほぼ確実に労働を促進すると判断されるからである。前述のように、最適課税の議論では労働を促進する財・サービスに対しては低税率を課すべきであると考えられていることから、こうした議論が成り立つ<sup>4</sup>。

同様の考え方から、家庭内サービス全体に対して軽減税率を適用すべきとの意見もある (Kleven, Richter and Sorensen, 2000)。家庭内サービスとは、住居・耐久財の補修、保育、清掃、庭の手入れ、料理など、他人に頼まなくても自己供給できるサービスである。Kleven, Richter and Sorensen (2000)の分析によれば、家庭内サービスがなければ余暇と補完的なサービスには高税率をかけるというCorlett-Hagueルールが最適になるが、家庭内サービスがある場合にはたとえそのサービスが余暇と補完的であったとしても負の税率が課せられるべきとされる。家計が市場における生産を代替できるサービスについては、高税率によって労働が家計に移るため、課税が市場における労働供給を刺激する効率的な手段にはならない。Kleven, Richter and Sorensen (2000)は、財とサービスの余暇に対する代替性が同程度であるようなAtkinson-Stiglitzの定理が適用されるような状況でも、家庭内供給が可能なサービスに対しては税率を低く設定すべきであると主張している。

以上のように、Atkinson-Stiglitzの定理が成り立つ場合にはVATは一律税率が望ましく、それが崩れる場合には基本的には余暇との補完性に依じて異なる税率が設定されるのが最適であるというのが最適課税の理論から導かれる基本的な考察である。しかし、実際に各財・サービスの余暇との補完性の程度を知ることは難しく、どの程度異なる税率を設定すべきかどうかには不明な点が多い。多くの先行研究では、各財・サービスに異なる税率を課すことのメリットは大きなものではなく、VATは概ね一律課税が望ましいと考えられている。

## 6. 日本の消費税に対する示唆

本稿では、公平性及び効率性の観点から、そして実務的及び経済学的な観点から消費税の軽減税率について考察した。その結果、理論的には複数税率が望ましい場合があるものの、実務的な観点を考え合わせるとVATは概ね一律に課税することが望ましいとの結論が得られることがわかった。欧州の経験からは、軽減税率は高所得者により多くの恩恵を与えること、適用品目と非適用品目の線引きが難しいこと、軽減税率を求める政治的な圧力を生むこと、課税ベースが狭くなって標準税率を高く設定せざるを得なくなること等の教訓が得られる。こうした教訓を踏まえて、日本の消費税では課税ベースはできるだけ広くとり、一律課税を継続すべきと判断される。

VAT研究の潮流では、軽減税率を多用したVATのあり方が否定され、欧州の伝統的VATからカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど比較的新しく導入された現代的VAT (いずれの国でもGSTと呼ばれている)が諸外国の手本とされるようになってきている。なかでもニュージーランドのGSTは、課税ベースが広く、単一税率での課税が行われていることから注目を浴びている。こうした流れを受けて、最近の欧州の研究ではポスト現代的VATとして非課税項目をより少なくした課税ベースの広いVATの検討が行われている (de la FERIA, 2013)。



日本の消費税に軽減税率を導入しようという動きは、このような世界のVAT研究における望ましいVATのあり方に逆行するものである。我々に求められることは、欧州の古いVATを手本とするのではなく、新しいVATの特長を把握し、それに向けて消費税の課税ベースを見直していくことであろう。幸い、日本ではまだ消費税に軽減税率は導入されていない。軽減税率という「パンドラの箱」を開けて将来に禍根を残すことのないように、政府・与党には冷静な判断が求められる。

【参考文献】

- Atkinson, A., and J. Stiglitz (1976), “The Design of Tax Structure: Direct Versus Indirect Taxation,” *Journal of Public Economics*, 6, 55-75.
- Bastani, S., S. Blomquist and J. Pirttila (2014), “How should Commodities be Taxed? A Counterargument to the Recommendation in the Mirrlees Review,” *Oxford Economic Papers*, doi: 10.1093/oep/gpu031.
- Browning, M. and C. Meghir (1991), “The Effects of Male and Female Labor Supply on Commodity Demands,” *Econometrica*, 59(4), 925-51.
- Crawford, C., M. Keen and S. Smith (2010), “Value Added Tax and Excises,” in J. Mirrlees, S. Adam, T. Besley, R. Blundell, S. Bond, R. Chote, M. Gammie, P. Johnson, G. Myles and J. Poterba (eds.), *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press, pp. 275-362.
- Corlett, W. J. and D. C. Hague (1953), “Complementarity and the Excess Burden of Taxation,” *The Review of Economic Studies*, 21(1), 21-30.
- De la Feria, R. (2013), *VAT Exemptions – Consequences and Design Alternatives*, EUCOTX Series on European Taxation, Kluwer Law International.
- European Commission (2010), *Green Paper on the Future of VAT, Towards a Simpler, More Robust and Efficient VAT System*, COM(2010)695/4, Brussels.
- Kleven, H. J., W. Richter and P. B. Sorensen (2000), “Optimal Taxation with Household Production,” *Oxford Economic Papers*, 52, 584-94.
- Mirrlees, J., S. Adam, T. Besley, R. Blundell, S. Bond, R. Chote, M. Gammie, P. Johnson, G. Myles and J. Poterba (2011), *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- 鈴木将覚 (2011) 「消費税増税案の評価と課題」みずほ総合研究所『みずほ政策インサイト』
- 鈴木将覚 (2014) 「消費税の設計シリーズ①消費税の課税ベース」『みずほインサイト』

---

<sup>1</sup> カナダの GST クレジットの詳しい内容は、鈴木 (2011)等を参照されたい。

<sup>2</sup> 消費税クレジットの前提は鈴木 (2011)を参照されたい。図表 2 は、軽減税率と消費税クレジットで減収額が揃えられておらず、単純に食料品に対するゼロ税率とカナダの GST クレジット (と同程度のもの) を日本で実施した場合が比較されている。税負担率の水準ではなく、そのカーブの形状を比較されたい。

<sup>3</sup> VAT におけるインボイスの役割については、鈴木 (2014)等を参照されたい。

<sup>4</sup> 但し、Bastani, Blomquist and Pirttila (2014)は保育サービスを最初からモデル化して分析した場合には Mirrlees et al. (2011)が理論的に正しくないことを指摘した。彼らによれば、Mirrlees et al. (2011)は保育サービスを除外した上で一律課税の結論を出し、そのうえで保育サービスを別途考慮してそれに対する低税率を課すことが望ましいとしているが、最初から保育サービスを考慮したモデルで分析をすれば、他の財・サービスに対しても複数税率を課すことが望ましいとの結論が得られる。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。